

中日  
あかやま  
題字 藤原田 親  
No. 722  
2014/1/15


日中友好新聞

発行所  
日本中国友好協会  
〒111-0953  
東京都台東区浅草橋2-2-3  
浅草7-5-5 階  
電話 03(5829)2149(FU)  
FAX 03(5829)2141  
http://www.jcfp.or.jp  
E-mail: jcfp@jcfp.or.jp  
TEL 03(5829)2141

日中友好協会  
岡山支部  
〒705-0034  
岡山市北区下伊福  
西町1-58 民生会館1F  
TEL: FAX 086(2)250-8406

日中友好協会  
倉敷支部  
〒712-8031  
倉敷市福河町東22461-45  
TEL: FAX 086(4)451-7800

日中友好協会岡山支部ホームページ  
http://rzhong.biz/  
メールアドレス  
rzhong86@hotmail.co.jp



# 中国残留孤児「配偶者支援法」十月一日施行

## —中国帰国者との共生を日中友好運動の柱の一つに—

### はじめに

二〇一三年十二月六日、配偶者支援法」が第185回国会で全会一致で可決成立し、同月十三日に公布され、今年の十月一日から施行されます。この法は、二〇〇七年十二月五日に公布された「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部を改正する法律です。

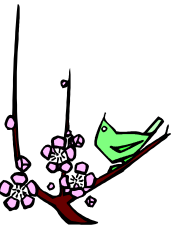
### 改正の内容

目的規定第一条 資料1に「特定配偶者の自立支援」を加え、十四条の2に「配偶者支援金」を新設します。また「特定配偶者」とは「配偶者であつて、特定中国残留邦人等の永住帰国の際にすでに婚姻関係にあったもの」と定義されています。すなわち、中国にいた時から孤児を支え、日本に來日してからも苦樂を共にした孤児の恩人です。正式に結婚してなくてもいいが、日本に帰国してから結婚した配偶者は含まれない。

米倉弁護士から送られてきた「配偶者支援改正法について」の説明資料「資料2」を紹介いたします。

### 改正の趣旨

生活支援給付を受けている孤児が死亡すると、孤児に対する満額の国民年金の支給がなくなる結果、配偶者は支給給付だけの支給となり、実質的に生活保護と同水準の生活になる。中国残留邦人の配偶者は、中国で孤立していた中国残留邦人と婚姻し長年支え続けた後、中国残留邦人本人の願いを容れて中高年になってから日本に骨を埋める覚悟で來日した者がほとんどである。「このため、中国残留邦人が亡くなった場合において、中国残留邦人にとっての恩人ともいえる残された配偶者に対し、支援給付に加え、配偶者支援金を支給する。」(提案理由となる?)



芳田日本語学習講座の忘年会、日中会員と帰国者

### 今後の課題

—日本に帰ってきて、ほんとうによかった—  
今後の課題は、これまでも報告してきましたが、第一は、高齢化にともなう「中国残留孤児にふさわしい老人ホームの設置を」(中国語を通じ、中国の食事や生活習慣を理解できる介護施設など)です。第二は、中国渡航に関する制約をいっそう緩和してほしいです。(2カ月から90日に)当面この二点が切実な課題です。

こうした法や制度の改善もさることながら、地域の人々との日常的な交流、二、三世の仕事の問題などもあります。日本に帰ってきて、ほんとうによかった」と思える状況を作り出すことが大切です。

### おわりに

日中友好協会岡山支部は、二〇一一年六月十八日に中国帰国者の尊厳を回復する岡山の会」結成に参加し、副会長と事務局次長を担当してきました。また、日本本部の「中国帰国者問題」担当者会議に参加するなど「配偶者」支援に取り組みました。

署名、街頭での訴え(七月七日、九月十八日の不戦行動日)県選出の国会議員への要請、国会内の院内集会への代表派遣などの諸行動に中国帰国者、弁護士と連携して取り組み、法案成立に貢献しました。日中関係が悪化するなかで、中国帰国者の多くが日本の生活に不安を感じています。この不安を取り除くためにも、日中不戦の旗を高く掲げている日中友好協会の役割が一層重要になっていきます。中国帰国者との共生を日中友好運動の柱の一つとして、今年も日中友好のために知恵と力を出しましょう。

小林軍治

### 〔資料1〕改正後の自立支援法全文 (2007年12月5日公布)

「中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」 (平成六年四月六日法律第三十号)

最終改正:平成一九年一二月五日法律第一二七号

#### (目的)

第一条 この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、これらのものの円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的とする。

### (資料2)配偶者支援改正法について 2013年12月18日 米倉洋子

#### 現在の中国「残留孤児」支援策

孤児夫婦に対して

- ①国民年金満額支給(孤児だけに:月6万6000円)
- ②生活支援給付(孤児・配偶者に:月約12万円)
- 合計 約18万6000円

↓  
孤児が死亡して配偶者だけになった場合

- ①国民年金(0円)
- ②生活支援給付金(配偶者に:月約8万円)
- 合計 約8万円

#### 今回の配偶者支援策

孤児が死亡して配偶者だけになった場合

- ①国民年金(0円)
- ②生活支援給付(配偶者に:月約8万円)
- ③配偶者支援金(「特定配偶者」に:月約4万4000円)
- 合計 約12万4000円

# 芳田日本語学習講座の忘年会に参加して

郭 始光・陳夏

平成25年12月24日、私は妻の陳夏と一緒に芳田公民館日本語学習講座の忘年会パーティーに参加しました。

本語講師の方々全員が中国語教室に参加してくださっています。私も芳田教室の親交の輪に入れさせていただきました。

料理準備の中で、私と妻もたくさん料理の作り方を体験できました。

参加者はもちろん日本語学習講座の講師と受講生の方々、及び受講生の親族などでした。日本語講座は妻がこの2年間通い続けていて、今年はいじめて夫婦二人で参加しました。

望年会は料理教室でおこなわれ、みなさんが材料をもちこみ、料理をする形でした。料理の内容は餃子、卵と野菜炒め、炊き込みご飯、天ぷら、肉団子野菜スープ、デザートはクリスマス風にデコレーションしたケーキと紅茶で、中華、和風、そして洋菓子が混ざる豪華な内容となりました。

忘年会は終始料理の話や、新年の過ごし方の話など、二ホン語、中国語がまじりあい、和気あいあいとなりました。

今年から私は日中友好協会が主催する中国語講座の講師となり、なんと芳田教室の日

今年はとても賑やかな忘年会を過ごせて、とても幸せな気分です。来年は新しく生まれてくる子連れで3人で参加したいと思います。

料理準備の中で、私と妻もたくさん料理の作り方を体験できました。

忘年会は終始料理の話や、新年の過ごし方の話など、二ホン語、中国語がまじりあい、和気あいあいとなりました。



左端が郭始光さん

## ニホン人は、なぜ、ニホン語をおしえることができるのか？

67

竹内和夫



### ニホン語は教えるもの？

- B: ニホン語の音の体系や文法のしくみを理解したとしよう。科学の目です。では、ニホン語を母語としない人たちに、どのように教えるのか、もっと具体的に実例にそって考えてみたいのですが？
- C: 生まれてから10年ぐらいのあいだ、きいて身についた言語を母語というすれば、世界のいろいろな人を相手にしなければいけないだろう？
- A: もちろん。ただ相手の母語を少しでも知っていれば、科学の方法で、お互いに音と文法のしくみを発見しあうことができる。  
←木村『中国語はじめの一步』は必ず読むこと(ちくま新書 ¥680) そして「わかる」こと！
- B: 教師には教えたがる、わるいクセがある。教育とは気付くこと、「そうか、そうか」と、たがいにわかることが大切じゃない？
- C: 具体的に！アイウエオからはじめるの？
- A: なんのために、アイウエオなの？
- B: だって。ニホン語にたくさん出てくる基本的な音声だから？でも、たしかにアイウエオ、アイウエオとお経みたいに発音させてみても、さっぱり意味がわからない。どうすれば？
- C: そうだ。音と意味がくっついているのが人間のことばなのだ。単語にしようよ。
- A: 画用紙に雨降りの絵をかいたのを見ながら／ame／、犬の絵を見せて／inu／、馬の絵をさして／uma／、……どう？
- B: 会話の基本的な単位は文だから、／Ame ga hutta.／とか、／Uci ni inu ga sanbiki iru.／とか、《3びきの犬の絵》。ずっとすぐれた教え方だと思うけど？ローマ字は、すぐおぼえられる、22字だ。漢語ピンインは28字。

つづく

## 安倍首相の靖国参拝に抗議

安倍首相は、政権発足から1年となる12月26日突如として靖国神社を参拝しました。協会本部は、A級戦犯を合祀する靖国神社が「自衛自衛の戦争」と侵略戦争を正当化することを追認し、悪化した日中関係をさらに深刻化させるこの暴挙に抗議する協会声明を発表し、安倍首相宛に送付しました。以下がその全文です。

【抗議先】

100-0014 千代田区永田町2-3-1 首相官邸

内閣総理大臣安倍晋三

電話 03-3581-0101 ファックス 03-3581-3883

### 安倍首相の靖国神社参拝に強く抗議する 内閣総理大臣安倍晋三殿

首相は、政権発足から1年となる本26日、突如として靖国神社を参拝した。

靖国神社は、侵略戦争を押し進めたA級戦犯を合祀し続けており、中国、韓国をはじめとしたアジア諸国民に未曾有の犠牲を強いた侵略戦争を「自衛自衛の戦争」「自由で平等な世界を達成するための避け得なかつた戦争」と正当化し、宣伝している特殊な神社である。

首相の靖国神社参拝は、侵略戦争の正当化を日本政府が追認する行為であり、中国、韓国をはじめとしたアジア諸国を愚弄し、国際社会が共有する歴史認識と真っ向から対立する暴挙以外のなにものでもない。中国、韓国との関係が悪化しているなかでの参拝によって、日中関係、日韓関係が今以上に深

刻な状態に陥ることは必至であり、隣国との関係改善に力を注ぐべき首相が、関係改善の道を自ら閉ざす暴挙に出たことに強く抗議するとともに、安倍首相には国の行方を左右する外交を担う資格はないと断じざるを得ない。

日本中国友好協会は、靖国神社参拝を強行した安倍首相の歴史認識の誤りと無責任さを厳しく批判し、重ねて、首相の靖国神社参拝に満身の怒りをこめて抗議する。

2013年12月26日  
日本中国友好協会  
(会長長尾光之)

次回の新聞発送作業は  
1月21日(火)午後1時半～  
民主会館2階で行います。  
前回お手伝いくださった方です。

稲葉 小林 和  
小竹 竹内 裂  
竹内 竹内 坪井